

最新判決情報

2012 年

[10 月分]

OHOKOTA BAUM 事件

知財高裁 H24.10.3 H24(行ケ)10197 審決取消請求事件(土肥章大裁判長)

第 30 類「銚田市産のバウムクーヘン」を指定商品とする出願商標「HOKOTA BAUM」(右掲)が識別性なしとして拒絶されたため、当該審決の取消が求められた事案である。

HOKOTA BAUM

銚田市は、茨城県南東部の鹿島灘に面した人口 4 万 9 千人の市である。基幹産業は農業であり、メロンの出荷量は日本一で、そのほか牛蒡、さつまいも、いちご、すいか、トマト、ほうれんそう、山芋などの野菜の生産が盛んなようである。(ウィキペディア、Yahoo!百科事典)

判決も、審決同様、「HOKOTA」が産地名であり、「BAUM」が「バウムクーヘン」を認識させるので、全体として「銚田市産のバウムクーヘン」を表したものと理解されるとして、原告の請求を棄却した。

その一般論として判決は、独占適応性と識別性の欠如を挙げ、さらにジョージア事件最高裁判決の、「**必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、・・・(中略)土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りる**」との判示事項を引用している。

ネット検索すると、原告商品は生産量日本一のメロンとイチゴを活かした商品として開発され、本年度の「ドイツ農業協会、国際食品品質品評会」、「国際味覚審査機構」、そしてモンドセレクションの世界三大大会で同時受賞した評判の商品のようである。

そうすると、原告に本願商標を独占使用させてもよいようであるが、判決は独占適応性を持ち出して、その可能性を否定した。

また銚田市がバウムクーヘンの産地として有名ではない点については、判決は、ジョージア事件最高裁判決を引用して、産地であると認定している。

しかし、産地でないものがどうして商標法 3-1-3 号の商品の産地に該当するのかが分からない。もし出願を拒絶したいのであれば、産地でないものを産地であるかのように需要者らが誤認するのであるから、むしろ法 4-1-16 号を適用すれば、十分であろう。

本願商標の場合、指定商品はすでに「銚田産のバウムクーヘン」に補正されているので、品質誤認はなく、「HOKOTA BAUM」全体としての識別可能性を検討することになる。

○カラーコンタクト形態模倣事件

大阪地裁 H24.10.23 H21(ワ)15343 不正競争行為差止等請求事件(谷有恒裁判長)

平成 20 年 10 月に日本で販売開始された原告商品「カラーコンタクトレンズ」(右上掲ほか 6 点)の形態を模倣したとして、被告商品(右下掲ほか 2 点)の販売に対する損害賠償が求められた事案である。



原告商品は、韓国の G&G 社製であるところ、原告は原告商品を日本で発売する前の平成 20 年 1 月から G&G 社製の商品(オリジナル商品)も販売していた。これと並行して、原告は G&G 社に対して原告商品の改良品の製造も指示して居り、それが本件の原告商品である。



しかし、判決では原告商品は G&G 社商品の形態と実質的に同一であること、そして、原告商品が日本で販売される以前から、日本又は韓国で同種の形態のカラーコンタクトレンズが販売されていたことから、原告商品の形態はありふれたものであり、新たに開発されたものとはいえないので、不競法 2-1-3 号の保護の対象とはならないと判断した。

また不競法 2-1-1 号に該当するとの原告の主張についても、G&G 社商品と実質的に同一であり、独自の特徴を有するものでないため、原告商品の形態が出所識別機能を獲得するに至ったとは認められないとして退けられている。

○桜葉原産地誤認表示惹起不正競争行為事件

東京地裁 H24.10.23 H22(ワ)47173 不正競争行為差止等請求事件(大鷹一郎裁判長)

被告らが製造販売する和菓子に用いられる桜葉塩漬の原産地が「中国」であるのに、これらを「国産」ないし「伊豆産」を表示することが不競争法に違反するとして、その使用差止が求められた事案である。

しかし、原告が提出した分析試験報告書の有効性ないし信憑性を検討した結果、被告商品の桜葉の原産地が「中国」とは認められないとして原告の請求が棄却された。

○靱性モルタル TYPE-1 事件

知財高裁 H24.10.25 H24(行ケ)10086 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第 19 類「ポリマーセメントモルタル、ポリマーコンクリートほか」を指定商品とする登録商標「靱性モルタル TYPE-1」(標準文字)に対して、請求人(原告)の周知使用商標に類似すること(法 4-1-10 号)を理由に無効審判が請求されたが、これが不成立とされたため、当該審決の取消が求められた事案である。

しかし、知財高裁においても、原告商標の周知性は認められず、請求が棄却されている。

事の原因は、被告(商標権者)代表者が原告の元代表者であったこと、その間に被告会社が設立され、原告とモルタルメーカーとの取引に介入したこと、これが原因で被告代表者が原告代表者を解任されたこと、その後被告が本件商標を登録したことにあるようである。

原告商標の周知性が否定された理由は、パンフレットの証拠能力、70 件程度の施工件数、商標の使用態様が小さく目立つものではなかったことなどが挙げられている。

原告パンフレットのタイトルは「農業用水路補修工法 靱性モルタルライニング工法」であり、その中では「靱性モルタルの社内規格」と使用されていた。「靱性」とは物質や材料の粘り強さを示す技術用語であり、「モルタルライニング」も法面などの面に材料を貼り付けることを意味するので、原告は「靱性モルタル」を商標とは考えていなかったのはでないであろうか。だから商標として使用していなかったのは当然である。

そうすると、原告が主張すべきは、法 4-1-10 号や 7 号ではなく、3 条違反として無効審判を請求するべきだったようである。

○OAO 事件

知財高裁 H24.10.25 H23(行ケ)10359 審決取消請求事件(芝田俊文裁判長)

第 10 類の医療用機械器具関連商品と第 41 類医療分野の教育ほかを指定した出願商標「AO」(標準文字)が識別性を欠く(法 3-1-5 号)として拒絶され、3 条 2 項も否定されたため、当該審決の取消が求められた事案である。ローマ字 2 文字を標準文字で書した本件商標が 3-1-5 号に該当する点は否定できないであろう。

「AO」とは、ドイツ語「Arbeitsgemeinschaft für Osteosynthesefragen」(直訳:骨接合術のための労働共同体)の略語であり、判決では「AO 財団」と表記され、1958 年にスイスで設立された内部固定による骨折治療法の研究開発教育を目的とする非営利組織である。AO 財団が開発した骨折治療法を「AO 法」と呼んでいる。原告アーオー・テクノロジー AG はその代表的存在である。

AO 法には特別に設計開発された器具である AO 製品を使用する必要がある。AO 法は全世界に普及し、日本でも 1987 年以降、約 6 千人の外科医や看護師が受講し、書籍も出版されている。

以上のような事実認定から、判決は「AO 法」が医療従事者の間において広く認識されていることは認められたが、本願の指定商品について、商標として使用していることを認める証拠はないとして、周知性が否定された。商標の使用については、使用態様をみなければ分からないが、判決から見る限り、「AO」が単独で使用されていた例がなかったようである。

ただ、それほど知られている治療法であり、「AO」が医療分野で他に意味がなく、AO 財団関係者が独占して「AO」を使用しているのであれば、商標登録しても識別力を発揮しそうである。

○富士山世界文化遺産センター事件

知財高裁 H24.10.30 H24(行ケ)10120 審決取消請求事件(芝田俊文裁判長)

神奈川県相模原市の建設会社が、第36類「建物の管理ほか」を指定役務として、商標「富士山世界文化遺産センター」(標準文字)を出願したところ、国や静岡県、山梨県などが行なう富士山を世界文化遺産に登録しようとの施策の遂行を阻止するおそれがあり適切ではないとして、法4-1-7号違反として拒絶されたため、当該審決の取消が求められた事案である。

判決でも、本願商標は「公的機関によって設置・運営される富士山の世界文化遺産に関する施設の名称」を認識させるので、一私人である原告が商標登録することは、社会公共の利益に反するとして、原告の請求を棄却した。

○日南市市章類似商標事件

知財高裁 H24.10.30 H24(行ケ)10120 審決取消請求事件(芝田俊文裁判長)

出願商標が、宮崎県日南市の市章に類似するとして、法4-1-6号で拒絶された珍しい事案である。本願商標は右上であり、第6,19,21類の建築材料等を指定している。一方、日南市の市章は右下であり、図形部分は類似している。而して、判決では4-1-6号該当性が否定され、審決が取り消されている。



DAIWA

争点は、法4-1-6号がいう「国、地方公共団体等を表示する標章であって著名なものと同ー又は類似の商標」の「著名性」の認定である。

審決では、市章が「告示」されたこと、「告示」の目的が広く一般に知らしめることであることから、日南市の市章を著名なものとして扱うべきであるとしたが、実際に著名であるかどうかについては審決は認定を怠っていた。判決では、このような審決の判断手法は是認することができないと最初に指摘した。



次に判決は、法4-1-6号の「著名」の意味について、「指定商品・役務に係る一商圏以上の範囲の取引者、需要者に広く認識されていることを要する」とした。

その上で、日南市市章が公共施設やホームページ等で表示されたからといって、本願の指定商品の取引者や需要者が一般に目にするとは認められないとして、著名性を否定した。

さらに判決は、両商標の類似性についても否定している。何となく見たことがある図形と感ずるように、両者図形部分は、そもそも漢字の「日」の古代書体に由来していて、日本銀行の行章として使用されたり、日立製作所の社章(これは「日」と「立」の文字をデフォルメしたものであるが、その「日」の部分)として使用されている。

したがって、本願商標において図形部分は大きな部分を占めるものの、ありふれた図形であって識別標識として強く支配的印象を与えるものではなく、他方「DAIWA」の文字部分は、企業名としての観念を生ずるものであるから、出所識別標識としての称呼、観念が生ずるので、図形部分だけを抽出して類否を判断することは許されないとした(つつみのおひなっこや事件最高裁判決)。

その結果、図形部分は類似するものの、本願商標からは「ダイワ」の称呼と「ダイワ」「大和」の企業名としての観念を生ずるのに対して、引用商標からは特定の称呼、観念は生じないので、両商標は全体として類似するとはいえないと判断した。

論理的には、判決のいう通りになるのであろうが、両者を一見して、類似性まで否定することは如何なるものであろうか、という印象である。